首都直下地震道路啓開計画検討協議会規約(案)

(名 称)

第1条 本会は、「首都直下地震道路啓開計画検討協議会」(以下「協議会」という) と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、首都直下地震発災後の速やかな道路啓開を実施すべく、各道路管理者や救命救助活動等に従事する関係機関が連携し、一体的かつ状況にあわせた的確な道路啓開のあり方を検討し、各道路管理者の道路啓開計画に資することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討を行うものとする。
 - (1) 各関係機関における救援救助活動計画(案)の情報共有
 - (2) 広域支援活動を支え、被災地への進出、活動および展開の基本となる 啓開ルートの選定方針の確認
 - (3) 迅速かつ的確な道路啓開のための関係機関の連携のあり方検討及び必要な措置の確認
 - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために各行政機関、各種関係団体等を もって組織する。
 - 2. 協議会には座長を置き、座長は、国土交通省道路局国道・防災課防災対策 室長とする。
 - 3. 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名したものが、その職務を 代行する。
 - 4. 協議会の構成は、別表-1のとおりとする。 ただし、必要に応じ座長が指名する者を、会員として参加させることが できる。

(事務局)

第5条 協議会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

1. 事務局は、国土交通省関東地方整備局道路部道路管理課に置くものとする。

(規約の改正)

第6条 本規約の変更は、本協議会の議決によらなければならない。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定める。

附 則 本規約は、平成26年 7月 日から施行する。

首都直下地震道路啓開計画検討協議会名簿(案)

※敬称略

所 属	役職		備	考
【道路管理者】				
国土交通省	道路局国道・防災課道路防災対策室長	吉田 敏晴		
関東地方整備局	道路部道路企画官	山田 哲也		
関東地方整備局	企画部防災対策技術分析官	小輪瀬良司		
関東地方整備局	東京国道事務所長	西尾 崇		
東京都	建設局道路管理部道路防災専門課長	細谷 浩二		
東日本高速道路(株)	管理事業部調査役			
関東支社		池田 隆成		
中日本高速道路(株)	保全・サービス事業部			
東京支社	企画統括チーム担当リーダー	末吉 寿明		
中日本高速道路(株)	保全・サービス事業部			
八王子支社	企画統括チーム担当リーダー	荒本 貴司		
首都高速道路(株)	保全・交通部防災対策課長	吉種 忠彦		
	交通管理課長	小沢 清隆		
【関係機関】				
+				
警察庁	交通局交通規制課課長補佐	重岡 康二		
警視庁	交通部管理官	福田 託也		
RL /4= //>				
防衛省	運用企画局事態対処課国民保護・災害対策室長	原田 忠義		
陸上自衛隊	東部方面総監部防衛課長	加々尾哲郎		
>址 (T+		***	1	
消防庁	国民保護・防災部防災課広域応援室長		1	
東京消防庁	防災部震災対策課長	江原 信之		
古台初			+	
東京都	<u>総務局総合防災部広域連携担当課長</u>	金久保豊和		
/ 古沙口】			+	
事務局】	周市州大教供员 关吸却 关吸练用部		+	
	関東地方整備局 道路部 道路管理課			
	協力:関東地方整備局 企画部 防災課			
	: 東京国道事務所 防災情報課 :	光吹叶巛头歩 壳		
	:国土交通省道路局国道・防災課	<u> </u>		